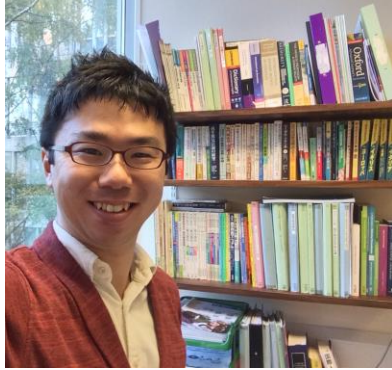


* 講師プロフィール *



水島 俊彦 (みずしま としひこ)

法テラス八戸法律事務所 弁護士

日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員

2014年度英国エセックス大学ヒューマンライツセンター元客員研究員

2008年12月司法修習修了後、弁護士法人北浜法律事務所・外国法共同事業にて1年間トレーニングを受け、2010年1月から2013年10月まで法テラス佐渡法律事務所(新潟県)に赴任。業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、佐渡市成年後見PTを立上げ、法人後見の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後見人の育成等に携わった。2013年11月から法テラス東京法律事務所に異動。引き続き、新潟県内の成年後見人の需要と供給に関するアンケート実施、市長申立マニュアル作成及び研修、各地の成年後見PT立上げ等に関与。2014年7月から1年間英国エセックス大学の客員研究員として研究に従事。2015年11月から法テラス八戸法律事務所(青森県)に赴任。

* 皆さんへのメッセージ *

英国研究留学中は、英国及び諸外国(オーストラリア・南オーストラリア州など)の意思決定支援制度・成年後見制度の実務を研究し、特に現場での支援方法を学ぶことに重きを置いて活動してきました。具体的には、虐待防止対策(SoVA)、意思決定能力法(MCA)、同制度の濫用防止対策(DoLS)や独立アドボケート(IMCA、ICAAなど)などの分野を中心に、現場の支援者が受講する各種研修へ参加しました。加えて、福祉系法律事務所の保護裁判所対応セクションでの短期研修やIMCA(MCAにおける独立意思代表人)の同行視察の機会に恵まれたことで、MCAの下での実例を経験することができ、かつ、南オーストラリア州での意思決定支援(S.A.-SDM)プロジェクトの同行視察(約1か月)を通じて、国連障害者権利条約に即した意思決定支援のあり方について理解を深めることができました。そのほか、2015年10月に開催された日弁連人権大会のための海外視察をコーディネートし、視察団とともにイギリスの保健省、後見庁、保護裁判所、法律事務所、各種アドボカシー団体や南オーストラリアの権利擁護庁、SDM関連団体の訪問、同プロジェクトのワークショップ等に参加しました。現在は、英国で取得した独立アドボケート基礎認定資格の次のステップとして、IMCA等の資格を取得するとともに、SDMモデルの日本での普及を目指しています。

今後、意思決定支援・成年後見の関連分野について、海外の関係者とも協力して日本での実践研修プログラムを提供するとともに、日本各地での実践活動のお手伝いできればと考えております。



〒031-0086

青森県八戸市八日町36 八戸第一ビル3階

法テラス八戸法律事務所 弁護士 水島俊彦

TEL: 050-3383-0466 FAX: 0178-22-5841

Email: t.m-houterasu12071@mopera.net